

## 第23回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(自 2021年3月1日 至 2022年2月28日)

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、上記の事項につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.serverworks.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

株式会社サーバーワークス

## 【目次】

### ■ 事業報告

1. 企業集団の現況	1
(1) 当連結会計年度の事業の状況	1
(2) 財産及び損益の状況	4
(3) 対処すべき課題	5
(4) 主要な事業内容	10
(5) 主要な営業所	10
(6) 使用人の状況	10
(7) 主要な借入先の状況	11
(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項	11
2. 株式の状況	11
(1) 発行可能株式総数	12
(2) 発行済株式の総数	12
(3) 株主数	12
(4) 大株主	12
3. 新株予約権等の状況	13
(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況	13
(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況	16
(3) その他新株予約権等の状況	16
4. 会社役員の状況	17
(1) 責任限定契約の内容の概要	17
(2) 社外役員に関する事項	17
5. 会計監査人の状況	19
(1) 名称	19
(2) 報酬等の額	19
(3) 非監査業務の内容	19
(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針	19
(5) 責任限定契約の内容の概要	19
6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要	20
(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要	20
(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	23
7. 会社の支配に関する基本方針	24
8. 剰余金の配当等の決定に関する方針	24

■ <b>連結計算書類</b>	
連結貸借対照表	25
連結損益計算書	26
連結株主資本等変動計算書	27
連結注記表	28
■ <b>計算書類</b>	
貸借対照表	38
損益計算書	39
株主資本等変動計算書	40
個別注記表	41
■ <b>監査報告</b>	
連結計算書類に係る会計監査報告	47
計算書類に係る会計監査報告	49
監査等委員会の監査報告	51

# 事業報告

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### 事業の経過及び成果

当連結会計年度（自 2021年3月1日 至 2022年2月28日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待されますが、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクの高まりが懸念されるなど、依然として先行き不透明な状態が続くと想定されます。

当社グループを取り巻く国内ITサービス市場においては、IoT(注1)、AI(注2)などのデジタルトランスフォーメーション(DX)に関連するシステム投資が一層その存在感を強めていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、時間と場所を有効に活用できる柔軟な労働環境の急速な整備が求められており、ウィズ/アフターコロナ時代の新しい働き方としてテレワーク環境の導入など新たなクラウド需要が発生し急速に普及が進んでおります。

世界的には、パブリッククラウド市場をけん引するAmazon Web Services(以下「AWS(注3)」)は、依然高い成長率を維持しながら順調に市場を拡大しています。

なお、当社グループでは、テレワークをはじめとした柔軟な働き方に対応した労働環境や制度の整備を積極的に推進し、新型コロナウイルス感染症の社内外への感染防止と従業員の安全確保を最優先とすべくテレワーク体制を一層強化するとともに、テレワークに伴う毎月2万円の在宅勤務手当を従業員に支給するなどの取組みを継続して行っております。営業活動においても、ビデオ会議システムを活用した社内外とのコミュニケーション、SNSを活用したオンラインセミナー・イベントの実施、動画配信等によるオンラインマーケティングを積極的に推進し、ウィズ/アフターコロナ時代における新たな働き方へ順応しています。

このような状況の中、当社グループは、クラウド専門インテグレーターとして、AWSを中心としたクラウド基盤に関するコンサルティング、基盤構築・運用、クラウドサービスの機能強化、並びにシェア獲得によるビジネスの拡大に尽力してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高は10,920,831千円、営業利益は638,712千円、経常利益は653,514千円、親会社株主に帰属する当期純利益は442,353千円となりました。

なお、当社グループの事業はクラウド事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしていませんが、製品・サービス別の業績の概要は以下のとおりであります。

(クラウドインテグレーション)

クラウドインテグレーションは、新型コロナウイルス感染症の影響からの回復、更なるクラウド需要の加速に伴い、順調に顧客獲得と受注が増え、プロジェクト数(前期比5.5%増)、取引社数(同6.4%増)及び、プロジェクト単価(同23.2%増)が増加しました。以上の結果、売上高は552,634千円となりました。

(リセール)

リセールは、既存顧客からの継続的な受注及び大口顧客のAWS利用料の増加によりARPU(注4)が堅調に推移するとともに、新規顧客の獲得もあってアカウント数も増加、また、セキュリティを中心とするサービス・ソフトウェアのライセンス販売、自社サービスの販売も堅調に推移しました。以上の結果、売上高は9,231,220千円となりました。

(MSP (注5))

MSPは、既存顧客からの継続的な受注により堅調に増加しました。また、SRE(注6)の浸透により、大型顧客や案件に対しては専任チームを編成して対応にあたるなど、標準対応以上のサービス提供をMSPの役割として担うことが増えております。以上の結果、売上高は1,127,148千円となりました。

(その他)

その他は、特定顧客向けサービスの縮小により、売上高は9,828千円となりました。

〔用語解説〕

- (注1) IoT: 「Internet of Things」の略称であります。コンピュータなどの情報通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、相互に通信を行うことにより認識や制御を自動的に行うことを意味します。
- (注2) AI: 「Artificial Intelligence」の略称であります。日本では「人工知能」として知られております。従来から概念として広く知られた言葉ですが、膨大なデータの分析・解析・学習処理をクラウドベースで実現することにより現実味を帯びはじめています。
- (注3) AWS: 「Amazon Web Services」の略称であります。Amazon.comの関連会社であるAmazon Web Services, Inc.が提供する、Webサービスを通じてアクセスできるよう整備されたクラウドコンピューティングサービス群の総称であります。
- (注4) ARPU: 「Average Revenue Per User」の略称であります。1社あたりの平均売上金額を表す数値であります。
- (注5) MSP: 「Managed Services Provider」の略称であります。顧客がAWS上に展開した仮想サーバーやネットワークの監視・運用・保守等を請け負うサービスであります。
- (注6) SRE: 「Site Reliability Engineering」の略称であります。Webサイトやシステムの信頼性向上に向けた取組み（自動化、障害対応、パフォーマンス管理、可用性（システムが停止することなく稼働し続ける能力）担保など）を行い、価値の向上を進める方法論及び役割であります。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2019年 2 月期)	第 21 期 (2020年 2 月期)	第 22 期 (2021年 2 月期)	第 23 期 (当連結会計年度 (2022年 2 月期))
売 上 高 (千円)	—	—	—	10,920,831
経 常 利 益 (千円)	—	—	—	653,514
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	—	—	—	442,353
1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	57.74
総 資 産 (千円)	—	—	—	11,673,081
純 資 産 (千円)	—	—	—	9,088,819
1 株当たり純資産額 (円)	—	—	—	1,176.20

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 第23期連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第22期以前については記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2019年 2 月期)	第 21 期 (2020年 2 月期)	第 22 期 (2021年 2 月期)	第 23 期 (当 事 業 年 度 (2022年 2 月期))
売 上 高 (千円)	4,477,879	6,811,373	8,029,275	10,910,890
経 常 利 益 (千円)	335,635	421,214	410,598	689,799
当 期 純 利 益 (千円)	356,719	333,381	482,271	458,396
1 株当たり当期純利益 (円)	62.11	49.49	66.68	59.83
総 資 産 (千円)	3,171,914	4,472,152	10,717,899	11,590,894
純 資 産 (千円)	1,736,665	3,035,107	8,855,333	9,019,706
1 株当たり純資産額 (円)	291.39	448.97	1,167.06	1,174.20

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中の平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は、2019年9月1日付けで普通株式1株につき2株、2020年9月1日付けで普通株式1株につき普通株式2株の割合での株式分割を行っております。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮

- 定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を第21期の期首から適用しており、第20期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、「クラウドで、世界をもっと、はたらきやすく」のビジョンを実現すべく、常に変化する経営環境、市場動向に的確に対処しながら、企業価値の更なる向上に向けて事業展開を進めてまいります。加えて、社内開発のほか他社との協業・業務提携等により、次なる収益の柱となる新規事業を積極的に開発・育成してまいります。

当社グループの属するクラウド市場は、複数のクラウドサービスを適材適所に使い分けるハイブリッド／マルチクラウドを利用してビジネスの強化を図るエンタープライズ分野の大規模ユーザーを中心に拡大し、本格的な普及期に入ったと認識しております。「技術の新規性」を訴求し「機能的価値」を提供して成長を実現した初期市場とは異なり、成長市場で持続的な成長を続けるためには環境の変化を見越した事業戦略の立案・実行力と持続的成長を支える経営基盤の強化が課題と認識しております。

このような状況を踏まえ、次のような課題を掲げて計画的かつ迅速に取り組んでまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化に対する懸念や企業活動の制約により、今後の企業のITに対する投資動向は未だ不確実かつ不透明であり、当社グループの今後の事業展開にも影響を及ぼす可能性が懸念されます。当社グループといたしましては、現時点で入手し得る適正かつ合理的であると判断する一定の条件に基づき事業計画を策定しておりますが、今後の事業環境の推移を注視し、見直しが必要と判断した場合には適時、積極的に開示してまいります。

#### ① クラウドビジネスの強化・拡大

当社グループはいち早くパブリッククラウド（注1）市場に参入し、AWSにおいてはAPN（注2）プレミアコンサルティングパートナーの地位を継続して取得し、多数の新規顧客企業を獲得してまいりましたが、今後より一層クラウドの普及が進み、様々な分野に浸透していくことは確実な状況にあります。こうした中で、非クラウド市場において既存顧客企業を保有する大手企業のクラウド市場への参入も増えており、成熟市場で成長を持続するためには、既存顧客企業との長期にわたる関係構築と利用量（料）の増加によるストック型ビジネスの強化が課題と認識しております。多数の案件の中から『収益率』『収益規模』『潜在成長性』の三要素を満たす顧客企業に対しては、上流のビジネスコンサルティングから運用負荷の軽減や最適化のためのマネージドサービスの提供まで、一貫した



サービス提供を積極的に行ってまいります。

## ② 優秀な人材の確保・育成

当社グループが属するクラウド業界は、特に技術者（エンジニア）の人材不足が深刻化しております。当社グループの提供するサービスは、特に技術者の技術力に依るところが大きく、今後も市場拡大が見込まれる中で当社グループが成長を持続していくためには、優秀な技術者を安定的に確保し続けることが重要な課題であると認識しております。

そのため、当社グループでは、リモートワーク・時短勤務制度の導入など、ダイバーシティ（働き方の多様性）に対応した施策を積極的に推進し、ワークライフバランスの実現を率先的に図ることにより、次世代を担う優秀な人材の獲得に努めてまいります。また同時に、社員の能力開発・向上のための研修、AWS認定資格（注3）取得補助の実施など、従業員の能力を最大限に発揮させる仕組みを確立してまいります。

## ③ 自社クラウドサービスの機能向上によるMSPの強化

当社グループのAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」は、顧客企業がクラウド導入パートナーを選定するにあたり当社グループを選択する、他社ベンダーとの差別化要因となっており、クラウドインテグレーション案件受注率向上に貢献していると認識しています。当社グループが今後も成長を持続していくためには他社ベンダーとの差別化が急務であり、サービスの優位性を高めるための機能強化・追加が必要不可欠であると認識しております。

また、クラウドコンピューティングの進展によって、企業は複雑化していくシステム開発への迅速な対応と、多岐にわたるシステム運用業務の運用品質・効率改善とコスト削減を同時並行的に高めていく必要に迫られています。これを解決する手段のひとつとしてMSPに注目が集まっています。当社グループではAWS運用自動化サービス「Cloud Automator」の提供によって徹底した運用自動化を実現しておりますが、継続的なサービス品質の強化が必要不可欠であると認識しております。

そのため、市場環境や技術動向の変化に俊敏に対応し、顧客ニーズに迅速に対応するための機能強化、またそれが実現可能な開発体制の強化を図ってまいります。

## ④ 事業展開のグローバル化

当社グループでは日本国内において継続的な事業拡大を図っておりますが、中長期的な視点での事業展開を見据えた更なる業容の拡大を図るにあたり、日本国内のみならずアジア太平洋（APAC）、北米市場をにらんだグローバル市場への進出が重要になると考えており、海外のベンチャーキャピタルが運営するファンドへの投資などを通じて、海外マー

ケットにおける情報収集と当社サービスの認知度向上のための活動を開始しております。

⑤ 事業ポートフォリオの拡大

当社グループは、クラウド専門インテグレーターとして、クラウド基盤に関するコンサルティング、基盤構築、運用支援サービスを提供しておりますが、AWSがインフラプロバイダーから本格的なアプリケーションスタック（注4）を提供する企業に進化していることに伴い、当社グループもIaaS（注5）だけでなく、プラットフォームサービス（注6）の拡充を図っていく必要があると考えております。また、今後クラウドファーストの潮流が一層鮮明化するに伴いより一層多様化・複雑化する顧客ニーズを的確に把握し、顧客ニーズを満たす適切な商品・サービスを提供し続けていくことや、連結子会社である株式会社G-genが展開するGoogle Cloud Platform事業との連携によるマルチクラウドへの対応の必要があると認識しております。

そのため、ビッグデータ、AIなど、将来的に成長が期待される事業分野におけるクラウド導入コンサルティングサービスや導入支援サービス等、提供サービスのポートフォリオを強化していく方針であります。具体的には、AWSが提供するサービスを活用し、サーバーレス開発、仮想デスクトップサービス、ボイスアプリケーションやAIコールセンター等の開発及びコンサルティング・導入支援サービスを開始しております。

⑥ パートナー企業との協業推進及びM&Aによる成長の加速

当社グループは、2013年9月に株式会社テラスカイと資本・業務提携を行い、同社と合併で設立した「株式会社スカイ365」においてMSP（マネージドサービスプロバイダ）における障害監視等の基本的な定型業務を委託しております。

また、2018年7月に株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社と、2020年2月に株式会社モンスター・ラボと、2021年3月にウイングアーク1st株式会社と資本業務提携を開始しております。株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、当社グループ単独では獲得が困難な金融・公共案件等の大型案件の獲得を、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とは、同社が提供する各種ネットワークサービスと当社グループのクラウドサービスの組み合わせによる市場開拓を、株式会社モンスター・ラボとは、同社が得意とするデジタルプロダクト／アプリケーション領域における補完的協業によるデジタルトランスフォーメーション推進を、ウイングアーク1st株式会社とは、当社グループの保有するクラウドインフラに係る幅広い技術と同社の保有するクラウドサービスの提供に係る技術の連携を推進し、両社顧客のデジタルトランスフォーメーション推進を目的としております。

更に、2021年8月には、連結子会社である株式会社G-genによるGoogle Cloud

Platform事業の拡大を加速させる目的のため、グローバルにGoogle Cloud Platform事業を展開する韓国のBespin Global Inc.との合併契約を締結いたしました。今後も、Google Cloud Platform事業の拡大のため、Bespin Global Inc.との良好な関係を築いてまいります。

また、2020年6月8日開催の取締役会において、M&A及び資本業務提携に関わる費用等を資金使途とした第三者割当による行使価額修正条項付第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行を決議し、2020年6月25日に本新株予約権の発行価額の総額の払込が完了し、2020年9月2日をもって本新株予約権の行使が全て完了し、5,156,837千円の資金を調達いたしました。

今後も、必要に応じて経営資源とノウハウを補完し合えるパートナーとの協業を図り、また、既存事業の強化と新たな事業軸を創出することを目的とするM&Aを積極的に検討・実施してまいります。常に変化する市場環境と多様化する顧客ニーズにスピード感を持って的確に対処しながら企業価値の更なる向上に向けて事業展開を進めてまいります。

#### ⑦ AWSとのパートナーエコシステム（注7）構築

当社グループは、AWSのパートナープログラムであるAWSパートナーネットワーク（APN）に加盟して、国内パブリッククラウド市場において高いシェアを有するAWSと強固なリレーションを構築しております。AWSと「パートナーエコシステム」を構築することでAWSから技術・ビジネス・販売及びマーケティング面における様々な支援を得ることが可能となり、相互に成長が加速する好循環を目指しております。今後も双方にメリットのある取組みを進め、強固なエコシステムの構築を目指してまいります。

- (注1) パブリッククラウドとは、ソフトウェア、データベース、サーバー及びストレージ等をインターネットなどのネットワークを通じてサービスの形式で必要に応じて利用する方式のことを意味し、「IaaS」「PaaS」「SaaS」の大きく3つの種別に分類されます。
- (注2) APNとは、AWS Partner Networkの略称であります。AWSパートナー企業のビジネス、技術、マーケティング、市場開拓等における活動を支援・促進するための様々なサポートを提供する制度です。AWSの活用を支援する「コンサルティングパートナー」と、AWSを使ったソフトウェア・サービスを提供する「テクノロジーパートナー」の2つに大分されます。APNコンサルティングパートナーは、AWSに関する営業体制を保有し、AWSを活用したシステムインテグレーションやアプリケーション開発能力をAmazon Web Services, Inc.に認定されたパートナーの総称であり、営業・技術力、導入実績、貢献度等に応じて「レジスタード」「セレクト」「アドバンスト」「プレミア」の4階層が存在します。最上位のプレミアコンサルティングパートナーは、APNコンサルティングパートナーの中でも最も優れた実績を残したパートナーとして位置づけられております。
- (注3) AWS認定資格とは、AWS (Amazon Web Services) 上でアプリケーション開発やオペレーションが行えるだけの技術的な専門知識を持っていることを認定する資格であります。
- (注4) アプリケーションスタックとは、AWSのサービス提供範囲が、従来から提供しているインフラ層（インターネット経由でハードウェアやICTインフラをサービスとして提供）にとどまらず、インフラ層と相互運用性のある上層のプラットフォーム層（インターネット経由でOSやミドルウェア等のプラットフォームをサービスとして提供）に至るまで、サービスラインアップを拡充していることを意味しています。
- (注5) IaaSとは、Infrastructure-as-a-Serviceの略称であります。インターネットを経由して、CPUやメモリなどのハードウェア、サーバーやネットワークなどのITインフラを提供するサービスであります。
- (注6) プラットフォームサービスとは、商品やサービス・情報を集めた「場」を提供することで利用客を増やし、市場での優位性を確立するビジネスモデルであります。
- (注7) パートナーエコシステムとは、様々なパートナー制度を提供することによって戦略的な事業拡大を図る仕組みであります。

#### (4) 主要な事業内容 (2022年2月28日現在)

サ ー ビ ス	事 業 内 容
クラウドインテグレーション	従来のオンプレミス環境で運用されてきたシステムをクラウド環境へ移行する際の移行戦略の策定から、基盤のデザイン、構築・導入支援サービスを提供しています。お客様がクラウドを通じて実現するビジネス目標の設定から、実際の移行作業、クラウド導入後の運用計画に至るまで、クラウドに最適化された設計を行います。
リセール	AWSを中心としたクラウドサービスを、当社独自の価値を付加したソリューションとしてお客様にリセールしています。特に、自社で開発したAWS運用の自動化を実現するサービス「Cloud Automator」を付加することにより、AWSのメリットを最大限に引き出すことができることが特長です。
MSP (Managed Service Provider)	AWS上に構築したシステムの性能監視・障害監視、障害が生じた場合の復旧対応や、障害時に迅速な復旧を行うためのバックアップ取得、セキュリティパッチの適用など、24時間365日体制でインフラからミドルウェア層までをカバーする運用代行サービスを提供しています。

#### (5) 主要な営業所 (2022年2月28日現在)

本 社 (東 京)	東京都新宿区揚場町1番21号 飯田橋升本ビル2階
東 京 オ フ ィ ス ANNEX	東京都新宿区神楽坂2丁目17番 中央ビルB1階
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市北区芝田1丁目14番8号 梅田北プレイス5階
福 岡 オ フ ィ ス	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目2番2号 博多東ハニービル8階
仙 台 オ フ ィ ス	宮城県仙台市青葉区中央2丁目8番13号 大和証券仙台ビル8階

(注) 東京オフィスANNEX、大阪オフィス、福岡オフィス及び仙台オフィスにつきましては支店登記を行っておりません。

#### (6) 使用人の状況 (2022年2月28日現在)

##### ①当企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
197名	一名	36.2歳	3.0年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は総数が使用人数の100分の10未満のため記載を省略しております。  
2. 当連結会計年度から連結計算書類を作成しているため、前連結会計年度末比増減については記載しておりません。

## ②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
189名	40名増	36.2歳	3.1年

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時従業員数は総数が使用人数の100分の10未満のため記載を省略しております。なお、使用人数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であり、平均年齢、平均勤続年数には当社から他社への出向者は含まれておりません。

2. 使用人数の増加は、業容拡大に備えた中途採用、新卒採用によるものであります。

### (7) 主要な借入先の状況 (2022年2月28日現在)

該当事項はありません。

### (8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2022年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 21,600,000株  
(2) 発行済株式の総数 7,681,948株 (自己株式372株を含む)  
(3) 株主数 4,483名  
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 石 良	2,868,200株	37.34%
株 式 会 社 テ ラ ス カ イ	1,013,600	13.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	445,100	5.79
株 式 会 社 エ ヌ ・ テ イ ・ テ イ ・ デ ー タ	260,000	3.38
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	260,000	3.38
羽 柴 孝	199,368	2.60
BBH/SUMITOMO MITSUI TRUST BANK, LIMITED (LONDON BRANCH) /SMTTIL/JAPAN SMALL CAP FUND CLT AC	125,300	1.63
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	117,700	1.53
大 塩 啓 行	78,828	1.03
楽 天 証 券 株 式 会 社	67,100	0.87

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
2. 持株比率は、小数点第三位を四捨五入して表示しております。  
3. 当社は、自己株式を372株保有しております。  
4. 新株予約権の権利行使及び譲渡制限付株式の発行に伴い発行済株式の総数が93,904株増加しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2015年12月8日	2017年2月23日
新株予約権の数		985個	800個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 15,760株 (新株予約権1個につき 16株)	普通株式 12,800株 (新株予約権1個につき 16株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 1,600円 (1株当たり 100円)	新株予約権1個当たり 5,800円 (1株当たり 362.5円)
権利行使期間		2017年12月9日から 2025年12月8日まで	2019年2月24日から 2027年2月23日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	新株予約権の数 985個 目的となる株式数 15,760株 保有者数 2名	新株予約権の数 800個 目的となる株式数 12,800株 保有者数 2名
	社外取締役 (監査等委員)	—	—



		第4回新株予約権
発行決議日		2018年8月17日
新株予約権の数		150個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 2,400株 (新株予約権1個につき 16株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 6,000円 (1株当たり 375円)
権利行使期間		2020年9月1日から 2028年6月30日まで
行使の条件		(注) 3
役員 の 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	—
	社外取締役 (監査等委員)	新株予約権の数 150個 目的となる株式数 2,400株 保有者数 1名

(注) 1. 第2回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
- (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日（以下「上場日」という。）以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2020年12月7日以降となる場合には、下記の上場日を「2020年12月7日」と読み替えるものとします。
  - イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
  - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
  - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
  - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
- (6) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

- (7) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
  - (8) 2020年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
2. 第3回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
  - (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日（以下「上場日」という。）以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2022年2月22日以降となる場合には、下記の上場日を「2022年2月22日」と読み替えるものとします。
    - イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
    - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
    - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
    - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
  - (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
  - (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
  - (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
  - (6) 2017年11月1日付で行った1株を4株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
  - (7) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
  - (8) 2020年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
3. 第4回新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。
- (1) 新株予約権者は、当社の普通株式が金融商品取引所に上場された場合にのみ、本新株予約権を行使することができます。
  - (2) 本新株予約権者は、当社の普通株式が上場された日（以下「上場日」という。）以降の次に掲げる期間において、既に行使した本新株予約権を含めて次の各号に掲げる割合を限度として行使することができます。なお、上場日が2023年6月29日以降となる場合には、下記の上場日を「2023年6月29日」と読み替えるものとします。

- イ. 上場日から1年を経過する日以降 25%
  - ロ. 上場日から2年を経過する日以降 50%
  - ハ. 上場日から3年を経過する日以降 75%
  - ニ. 上場日から4年を経過する日以降 100%
- (3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めておりません。
- (5) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」によるものとします。
- (6) 2019年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。
- (7) 2020年9月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「役員の保有状況」における「目的となる株式数」は調整されております。

**(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。

**(3) その他新株予約権等の状況**  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役井上幹也氏、田中優子氏、寺嶋一郎氏及び藤本ひかり氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

### (2) 社外役員に関する事項

#### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 田中優子氏は、株式会社クラウドワークス取締役、株式会社スペースマーケット社外取締役（監査等委員）及びコデアル株式会社監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役寺嶋一郎氏は、TERRANET代表、PC・ネットワークの管理・活用を考える会幹事長、特定非営利活動法人ビジネスシステムイニシアティブ協会副理事長・事務局長及び一般社団法人IIBA日本支部代表理事であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 藤本ひかり氏は、ひかり公認会計士・税理士事務所所長、株式会社B-moo代表取締役、株式会社J・Grip監査役、株式会社ノンピ監査役、株式会社ユナイトビジネスコンサルティング取締役、株式会社WDC監査役であります。当社は株式会社ノンピに0.88%の出資を行っております。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 (監査等委員) 井上幹也	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回、監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会並びに監査等委員会において、主に事業活動・経営に関し、実務経験者としての見地を生かし、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。また、上記のほか、経営方針に関する協議を行う経営会議に参加し、意見するなど経営陣の監督に努めております。
取締役 (監査等委員) 田中優子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主にコンサルティング会社での助言業務経験や他社の取締役、監査等委員である取締役としての経験に基づき、経営戦略・計画策定プロセスについて助言するなど、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 寺嶋一郎	当事業年度に開催された取締役会24回のうち24回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を経営全般の観点から適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 藤本ひかり	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会10回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、公認会計士として、主に財務・会計分野に関し、独立的な立場で議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

- (注) 1. 当社は、2021年5月28日開催の第22回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役田中優子氏及び藤本ひかり氏は2021年5月28日開催の第22回定時株主総会で取締役に選任されており、就任後の取締役会の回数は18回となります。

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当事業年度における上記報酬の額以外に、前事業年度に係る追加報酬が3,000千円あります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由の報告をいたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定める。
  - (b) コンプライアンス体制を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置する。
  - (c) 取締役及び使用人が、コンプライアンス上問題がある事態を認知した場合は、直ちにコンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は、問題の性質に応じて適宜担当部署に問題の調査・対応を委嘱する。又、全社的な見地から対応を要する問題については、速やかにコンプライアンス委員会は調査委員会を組織するなどして真相究明を行うとともに、再発防止策を含む対応についての提言を行う。又、コンプライアンス相談窓口を設置する。
  - (d) 監査等委員会及び内部監査室は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役は、法令及び取締役会規程に基づき職務の執行の状況を取締役に報告する。報告された内容については取締役会議事録に記載又は記録し、法令に基づき保存するものとする。
  - (b) 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する基本規程として、文書管理規程を定める。
  - (c) 文書の取扱いに関しては、文書管理規程において保存期間に応じて区分を定める。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 損失の危険の管理について、情報セキュリティ管理規程において情報セキュリティ管理責任者を定め、先ず、当該リスクの発生情報については各部署からの定期的な業務報告のみならず、緊急時には迅速に報告がなされる体制を整備するものとする。
  - (b) 当該損失の危険の管理及び対応については、リスク管理規程に基づき、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会規程に基づき定時取締役会を原則毎月1回開催し、必要ある場合には適宜臨時取締役会を開催することとする。又、各部署の活動状況の報告、取締役会への付議事項の検討審議とその結果報告等を行う会議体として経営会議を原則毎週1回開催することとし、経営情報の共有と業務運営の効率化を図る。
  - (b) 取締役を含む会社の業務執行全般の効率的な運営を目的として組織規程・業務分掌規程・職務権限規程を定め、実態に応じて適宜改正を行う。
- ⑤ 当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a) 関係会社の業務の円滑化と管理の適正化を目的として関係会社管理規程を定める。
  - (b) コンプライアンス規程は全グループ会社に適用し、全グループ会社の法令遵守に関する体制はコンプライアンス委員会が統括する。
  - (c) 子会社で重要な事象が生じた場合には、当該子会社の取締役等から当社の担当取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ。）に直ちに報告させる。併せて、子会社の重要な業務執行に関し担当取締役に定期的に報告させる。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人（以下「監査等委員会補助者」という。）を必要に応じて置くことができる。
  - (b) 監査等委員会補助者の選任及び異動については、予め監査等委員会の承認を得なければならない。
  - (c) 監査等委員会補助者の職務は監査等委員会の補助専任とし、他の一切の職務の兼任を認めないものとする。
  - (d) 監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令下に置かれ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する事項
- 取締役は、以下の重要事項を定期的に常勤の監査等委員に報告するものとし、監査等委員会において、常勤の監査等委員から報告する。ただし、経営に著しい影響を及ぼすおそ



れのある事態が発生した場合、職務遂行に関して不正行為・重大な法令違反等の事実が判明した場合には、直ちに、監査等委員会に対して報告を行うものとする。

- (a) 重要な機関決定事項
- (b) 経営状況のうち重要な事項
- (c) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (d) 内部監査状況及び損失の危険の管理に関する重要事項
- (e) 重大な法令・定款違反
- (f) その他、重要事項

- ⑧ 当社監査等委員会へ報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができ、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを内部通報制度に基づいて禁止する

- ⑨ 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員から職務上必要と認められる費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について請求があるときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかにこれに応ずるものとする。なお、監査等委員会は、職務上必要と認められる費用について、毎年、予め一定額の予算を計上する。ただし、緊急又は臨時に支出した費用についても、会社に償還を請求する権利を有する。

- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役、重要な使用人及び社内各部署に対してヒアリング（必要な資料の閲覧・提出、質問への回答等、監査への協力を含む。）を実施することができるとともに、代表取締役社長、会計監査人と意見交換等を実施できる体制を整備するものとする。協力を求められた者は必ずこれに応ずるものとする。

- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除規程において、反社会的勢力との一切の関係の遮断、不当要求の排除、取引の全面的禁止、影響力の利用の禁止について定める。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、社外取締役4名を選任し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役とともに経営の意思決定機関である取締役会を構成しております。

社外取締役の豊富な経験、高い見識に基づき、当社の意思決定機能を監督する体制を採ることによって取締役会の機能を高めるとともに、業務執行については法令・定款・規程にしたがって経営会議に授権することで経営及び執行の質とスピードの向上を図っております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分並びに重要な組織及び人事に関する意思決定機関として取締役7名（うち社外取締役4名）で構成されており、原則として月に1回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた際に臨時取締役会を都度開催しております。また、取締役会には全ての監査等委員である取締役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

### ② 監査等委員会

当社は監査等委員会制度を採用しております。当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員3名（計4名全員社外取締役）で構成されており、原則として月に1回の監査等委員会を開催するとともに、取締役の法令・定款・規程等の遵守状況及び職務執行状況を監査し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるように努めております。又、監査等委員会は会計監査人及び内部監査責任者と緊密に連携するとともに、定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

### ③ 会計監査人

会計監査人は、有限責任 あずさ監査法人の業務執行社員2名及び監査業務に係る補助者13名で構成されており、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

### ④ 経営会議

経営会議は、経営及び業務執行に関する決議・協議及び諮問機関として設置しております。業務執行取締役3名を構成員として、各部長及び常勤監査等委員が同席し、原則として週に1回の経営会議を開催して、経営に関する重要事項の協議等を行っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置づけておりますが、現在、当社は成長過程にあると考えており、当面は内部留保の充実を図り、更なる成長に向けた事業の拡充や組織体制、システム環境の整備への投資等への財源として有効活用することが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このような考えのもと、設立以来配当は実施しておりませんが、株主への配当による利益還元も重要課題であると認識しております。現時点において配当の実施及びその実施時期については未定であります。将来的には各事業年度の経営成績及び事業計画等を総合的に勘案し、株主への利益還元を検討していく方針です。

なお、当社は、剰余金の配当を行う場合には、中間配当と期末配当の年2回を基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であり、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う事ができる。」旨を定款に定めております。

## 連結貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,409,762</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,389,867</b>
現金及び預金	6,798,191	買掛金	1,274,414
受取手形及び売掛金	1,607,300	前受金	605,406
仕掛品	82,344	賞与引当金	69,467
前渡金	828,486	未払法人税等	161,350
貸倒引当金	△1,717	受注損失引当金	19,814
その他	95,157	その他	259,415
<b>固定資産</b>	<b>2,263,318</b>	<b>固定負債</b>	<b>194,394</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>63,794</b>	繰延税金負債	180,084
建物	54,173	資産除去債務	14,310
工具、器具及び備品	9,621	<b>負債合計</b>	<b>2,584,261</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>115,283</b>	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	94,954	<b>株主資本</b>	<b>8,490,132</b>
ソフトウェア仮勘定	17,044	資本金	3,218,069
商標権	3,208	資本剰余金	3,208,795
その他	75	利益剰余金	2,065,262
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,084,241</b>	自己株式	△1,994
投資有価証券	1,921,333	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>544,952</b>
関係会社株式	86,643	その他有価証券評価差額金	544,952
その他	76,264	<b>非支配株主持分</b>	<b>53,735</b>
<b>資産合計</b>	<b>11,673,081</b>	<b>純資産合計</b>	<b>9,088,819</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,673,081</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,920,831
売上原価	9,174,498
売上総利益	1,746,333
販売費及び一般管理費	1,107,620
営業利益	638,712
営業外収益	
受取配当金	7,772
持分法による投資利益	6,075
受取手数料	39,704
その他	2,713
営業外費用	
支払利息	1,909
投資事業組合運用損	21,447
為替差損	14,953
その他	3,152
経常利益	653,514
経常特別損失	
役員特別功労金	10,000
その他	128
税金等調整前当期純利益	643,386
法人税、住民税及び事業税	226,169
法人税等調整額	△4,596
当期純利益	421,813
非支配株主に帰属する当期純損失	20,539
親会社株主に帰属する当期純利益	442,353

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,201,973	3,191,973	1,592,212	△1,866	7,984,292
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	16,096	16,096			32,193
連結子会社の増資による持分の増減		725			725
持分法の適用範囲の変動			30,696		30,696
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			442,353		442,353
自 己 株 式 の 取 得				△128	△128
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	16,096	16,822	473,049	△128	505,840
当 期 末 残 高	3,218,069	3,208,795	2,065,262	△1,994	8,490,132

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	871,041	871,041	—	8,855,333
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				32,193
連結子会社の増資による持分の増減				725
持分法の適用範囲の変動				30,696
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益				442,353
自 己 株 式 の 取 得				△128
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△326,089	△326,089	53,735	△272,353
当 期 変 動 額 合 計	△326,089	△326,089	53,735	233,486
当 期 末 残 高	544,952	544,952	53,735	9,088,819

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

当社グループは、当連結会計年度より、連結計算書類を作成しております。連結計算書類作成のための基本となる重要な事項は以下のとおりであります。

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社G-gen

当連結会計年度より、株式会社G-genを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数 1社

持分法適用会社の名称 株式会社スカイ365

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

- (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法  
デリバティブ  
時価法を採用しております。
- (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
仕掛品  
個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産  
定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を適用しています。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
- |           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3年～18年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年～15年 |
- ② 無形固定資産  
定額法を採用しております。  
なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。
- (5) 繰延資産の処理方法
- 株式交付費  
支出時に全額費用処理しております。
- 新株予約権発行費  
支出時に全額費用処理しております。
- 創立費  
支出時に全額費用処理しております。
- 開業費  
支出時に全額費用処理しております。
- (6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。



## (7) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

## (8) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等に係る売上高及び売上原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

## (9) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

## (会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

## (未適用の会計基準等に関する注記)

### 1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月30日）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）

#### (1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する

事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首より適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」に関する金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2023年2月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中です。

**(表示方法の変更に関する注記)**

該当事項はありません。

**(会計上の見積りに関する注記)**

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

非上場株式の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券のうち、非上場株式 129,979千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、非上場企業に対して超過収益力を反映し1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額で、非上場株式を取得しております。当該非上場株式の評価に当たっては、投資時の超過収益力が見込めなくなり、実質価額が著しく低下したときは減損処理を行います。

投資時の超過収益力の毀損の有無については、投資先の事業の進捗状況、将来の成長性や資金調達の状況等を総合的に勘案して判断しております。当該判断には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び利益予測であります。

主要な仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画の遂行が困難な状況となる等、超過収益力が見込めなくなった場合には、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

**(連結貸借対照表に関する注記)**

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

48,234千円

**(連結株主資本等変動計算書に関する注記)**

- (1) 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 7,681,948株
- (2) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額等  
該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの  
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数  
該当事項はありません。
- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 263,648株

## (金融商品に関する注記)

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達する方針であります。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達する方針であります。デリバティブは、為替リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客企業の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、純投資目的又は取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式及び組合出資金であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債務に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減することを目的とした先物為替予約取引であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権及び預け金について、経営管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

##### b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引方針・取引権限等を定めた管理規程に従い、経営管理部が決裁者の承認を得て行っております。

##### c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

該当事項はありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2．参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,798,191	6,798,191	－
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金(*1)	1,607,300 △1,717		
	1,605,583	1,605,583	－
(3) 投資有価証券	1,386,712	1,386,712	－
資産計	9,790,487	9,790,487	－
(1) 買掛金	1,274,414	1,274,414	－
(2) 未払法人税等	161,350	161,350	－
負債計	1,435,764	1,435,764	－
デリバティブ取引(*2)	△2,405	△2,405	－

(\*1) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価については、取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
通貨関連

区分	種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建				
	米ドル	1,242,471	－	△2,405	△2,405
合計		1,242,471	－	△2,405	△2,405

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

② ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度(2022年2月28日)
非上場株式	129,979
投資事業有限責任組合出資金	404,641
関係会社株式	86,643

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,798,191	－	－	－
受取手形及び売掛金	1,607,300	－	－	－
合計	8,405,491	－	－	－

**(賃貸等不動産に関する注記)**

該当事項はありません。

**(1 株当たり情報に関する注記)**

(1) 1株当たり純資産額

1,176円20銭

(2) 1株当たり当期純利益

57円74銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。



## 貸借対照表

(2022年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>9,290,007</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,376,793</b>
現金及び預金	6,688,316	買掛金	1,266,917
受取手形	342	未払金	118,784
売掛金	1,602,234	未払費用	37,137
仕掛品	81,912	未払法人税等	161,181
前渡金	828,486	前受金	605,406
前払費用	84,899	預り金	7,963
その他	5,532	賞与引当金	67,804
貸倒引当金	△1,717	受注損失引当金	19,814
<b>固定資産</b>	<b>2,300,886</b>	その他	91,784
<b>有形固定資産</b>	<b>63,005</b>	<b>固定負債</b>	<b>194,394</b>
建物	54,173	繰延税金負債	180,084
工具、器具及び備品	8,832	資産除去債務	14,310
<b>無形固定資産</b>	<b>115,283</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,571,187</b>
ソフトウェア	94,954	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア仮勘定	17,044	<b>株主資本</b>	<b>8,474,754</b>
商標権	3,208	<b>資本金</b>	<b>3,218,069</b>
その他	75	<b>資本剰余金</b>	<b>3,208,069</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,122,598</b>	資本準備金	3,208,069
投資有価証券	1,921,333	<b>利益剰余金</b>	<b>2,050,609</b>
関係会社株式	125,000	その他利益剰余金	2,050,609
長期前払費用	6,447	繰越利益剰余金	2,050,609
その他	69,816	<b>自己株式</b>	△1,994
		評価・換算差額等	<b>544,952</b>
		その他有価証券評価差額金	544,952
<b>資産合計</b>	<b>11,590,894</b>	<b>純資産合計</b>	<b>9,019,706</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>11,590,894</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		10,910,890
売 上 原 価		9,158,232
売 上 総 利 益		1,752,657
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,075,888
営 業 利 益		676,769
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	7,772	
受 取 手 数 料	39,704	
そ の 他	5,112	52,589
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,909	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	21,447	
為 替 差 損	14,941	
そ の 他	1,259	39,558
経 常 利 益		689,799
特 別 損 失		
役 員 特 別 功 労 金	10,000	10,000
税 引 前 当 期 純 利 益		679,799
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	225,999	
法 人 税 等 調 整 額	△4,596	221,403
当 期 純 利 益		458,396

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年3月1日から  
2022年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	3,201,973	3,191,973	3,191,973	1,592,212	1,592,212	△1,866	7,984,292
当期変動額							
新株の発行	16,096	16,096	16,096				32,193
当期純利益				458,396	458,396		458,396
自己株式の取得						△128	△128
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	16,096	16,096	16,096	458,396	458,396	△128	490,461
当期末残高	3,218,069	3,208,069	3,208,069	2,050,609	2,050,609	△1,994	8,474,754

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	871,041	871,041	8,855,333
当期変動額			
新株の発行			32,193
当期純利益			458,396
自己株式の取得			△128
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△326,089	△326,089	△326,089
当期変動額合計	△326,089	△326,089	164,372
当期末残高	544,952	544,952	9,019,706

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を適用しています。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、商標権については10年、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づいております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

新株予約権発行費

支出時に全額費用処理しております。

創立費

支出時に全額費用処理しております。

開業費

支出時に全額費用処理しております。

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(7) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約のうち、将来の損失発生が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能なものについては、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(8) 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア等に係る売上高及び売上原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合については工事進行基準（工事の進捗率の見積は原価比例法）を適用し、その他の場合については工事完成基準を適用しております。

(9) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

**(会計方針の変更に関する注記)**

該当事項はありません。

## (表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)を当事業年度に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(貸借対照表関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動資産」の「預け金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。また、「投資その他の資産」の「敷金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。また、「流動負債」の「未払消費税等」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

非上場株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券のうち、非上場株式 129,979千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社では、非上場企業に対して超過収益力を反映し1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当程度高い価額で、非上場株式を取得しております。当該非上場株式の評価に当たっては、投資時の超過収益力が見込めなくなり、実質価額が著しく低下したときは減損処理を行います。

投資時の超過収益力の毀損の有無については、投資先の事業の進捗状況、将来の成長性や資金調達の状況等を総合的に勘案して判断しております。当該判断には見積りの要素が含まれており、その主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高及び利益予測であります。

主要な仮定の不確実性は高く、投資先企業の事業計画の遂行が困難な状況となる等、超過収益力が見込めなくなった場合には、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務  
該当事項はありません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 48,089千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 2,706千円

② 短期金銭債務 10,382千円

(4) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 750,000千円

借入実行残高 -千円

### (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 15,428千円

営業費用 115,448千円

### (株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 372株

(2) 当事業年度の末日における株式引受権に係る当該株式会社の株式の数  
該当事項はありません。

### (税効果会計に関する注記)

#### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	13,376千円
貸倒引当金	525
未払費用	6,342
資産除去債務	4,381
賞与引当金	20,761
受注損失引当金	6,067
減価償却超過額	15,475
その他	4,115
繰延税金資産小計	<u>71,045</u>
評価性引当額	<u>△7,191</u>
繰延税金資産合計	63,854
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△240,507
その他	△3,430
繰延税金負債合計	<u>△243,938</u>
繰延税金負債の純額	△180,084

#### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.14
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.07
住民税均等割等	1.24
評価性引当額の増減額	0.67
所得税額控除	0.18
その他	△0.20
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>32.58</u>

### (リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はありません。



**(関連当事者との取引に関する注記)**

該当事項はありません。

**(1株当たり情報に関する注記)**

(1) 1株当たり純資産額	1,174円20銭
(2) 1株当たり当期純利益	59円83銭

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社サーバーワークス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サーバーワークスの2021年3月1日から2022年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サーバーワークス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2022年4月14日

株式会社サーバーワークス  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗 栖 孝 彰  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 倫 哉  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サーバーワークスの2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年3月1日から2022年2月28日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社の内部統制に係る体制全般について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 監査等委員の意見

各監査等委員間に異なる意見はございません。

4. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はございません。

2022年4月14日

株式会社サーバーワークス 監査等委員会

監査等委員 井上 幹也 ㊟

監査等委員 田中 優子 ㊟

監査等委員 寺嶋 一郎 ㊟

監査等委員 藤本 ひかり ㊟

(注) 監査等委員井上幹也、田中優子、寺嶋一郎、藤本ひかりは、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上